

株式会社 木村チェーン 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 4.5 年間
2. 内容

目標 1：全従業員を対象に育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児の為に会社が講じる処置について規定の周知を各店舗会議、ポスター等掲示物によって周知を図る

<対策>

- 平成 27 年 10 月～ 全店長会議にて店長周知（従業員周知の為に教育）
- 平成 27 年 11 月～ 制度に関するパンフレット（育児・介護規定）の冊子作成・配布、全従業員を対象とした全店事務所・休憩室・更衣室への各休業・休暇取得の為に案内等の掲示

目標 2：平成 28 年 1 月までに、育児休業を取得しやすくする為に代替要員の充実を図る体制として各店舗間に移動勤務をする要員を 2 名増員する

<対策>

- 平成 28 年 1 月～ 全店の要員見直しの検討開始
- 平成 28 年 3 月～ 異動勤務要員 2 名を増員する

目標 3：平成 28 年 12 月までに、育児休業等を取得しようとする者、又は復職しようとする者に対し、相談窓口を設ける

<対策>

- 平成 28 年 11 月～ 担当者を選任、従業員への周知
- 平成 28 年 12 月～ 窓口の開設

目標 4：平成 28 年 12 月までに、所定外労働時間削減、有給取得促進の為に従業員
の増員を図る

<対策>

- 平成 28 年 11 月～ 所定外労働・有給取得の実態の調査を行う
- 平成 29 年 1 月～ 所定外労働時間の削減時間と有給所得の為に必要労働時間を算出した上で 2～3 名の増員を行う

目標 5：平成 32 年 3 月 31 日までトライアル雇用を継続する

<対策>

- 平成 27 年 10 月～ 平成 32 年 3 月 31 日までトライアル雇用を継続する。